

議案第83号

福岡市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。
令和7年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、市長事務部局の職員について、管理職員特別勤務手当の支給対象の時間帯を拡大するとともに、特定任期付職員業績手当を廃止し特定任期付職員に対して勤勉手当を支給すること等に鑑み、交通局企業職員についても、これに準じた改正を行う等の必要があるによる。

福岡市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和49年福岡市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第12条の2第1項中「要しない日」の次に「、勤務時間を割り振らない日」を加え、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第15条の2を削る。

第16条第3項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第19条第2項中「任期付職員条例」を「福岡市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成14年福岡市条例第51号。以下「任期付職員条例」という。）」に改め、同条第3項中「特定任期付職員」を「任期付職員条例第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員」に、「、第13条及び第15条」を「及び第13条」に改める。

第20条第2項中「、第13条及び第15条の2」を「及び第13条」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第16条第3項の改正規定は、同年6月1日から施行する。